

青森県立三沢航空科学館 カフェ運営仕様

1. カフェの基本的なコンセプト

(1) 利用者に満足してもらえる

① 青森県立三沢航空科学館（以下「科学館」という。）は、親子連れや学校等の団体利用が多いことから、明るく健康的な雰囲気づくりや、子どもや家族連れなどの利用者ニーズに対応できるメニュー・価格設定であること。

② 明るく元気で親切な接客サービスを提供すること。

(2) 科学館見学者以外も利用したくなる

科学館または青森県・三沢市らしさを取り入れた特色あるメニューを提供するなど、カフェ単体での魅力づくりのために工夫を凝らすこと。

(3) 科学館に更なる賑わいを生み出す

科学館のイベントに合わせて期間限定メニューを提供する、又は、カフェ主催イベント（御当地グルメフェア、アメリカンフェアなど）を実施するなど、臨機応変な運営を行うこと。

2. 使用物件

(1) 所在地

青森県三沢市大字三沢字北山 158

(2) 営業目的・使用料等

営業目的	使用料/年（通年の例）	面積	場所
カフェの運営 ^(※)	約 83 万円	101.15 m ²	別館 1 階カフェ

※うち、客席部分 76.47 m²、厨房 19.41 m²、従業員休憩室 5.27 m²

※このほか、屋外のウッドデッキも使用可。

(3) 契約期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

(4) 主な設備

別表のとおり

3. 使用条件

(1) 使用許可

使用者は、上記「2. (2)」に記載する部分について、青森県財務規則に基づき、行政財産使用許可（以下、「使用許可」という。）を受けて使用することとする。

(2) 使用期間

① 使用許可の期間は 1 年間とする。ただし、期間満了時に改めて使用許可を 1 年間更新し、最長 5 年とする。

② 店舗の設置、撤去に係る期間についても、使用許可期間に含むものとする。

(3) 使用料

① 行政財産使用料（以下、「使用料」という。）は、原則として青森県行政財産使用料徴

収条例第2条第1項の規定により算出した額とするが、県においてその一部を減免することがある。

② 使用者は、使用料を、四半期毎に別途県が発行する納入通知書により、納入期限までに県に納入するものとする。

(4) 使用上の制限

使用者は、使用物件を善良な管理者の注意をもって維持保全すること。また、使用者は、使用物件をカフェの運営以外の用途に供してはならない。

(5) 第三者の使用禁止

使用者は、無許可で使用物件を他の者に使用させるか、または転貸してはならない。

(6) 法令等の遵守

物件の使用にあたっては、関係法令及び規程を遵守しなければならない。

4. 営業条件

(1) 営業日及び営業時間

科学館の開館日及び開館時間内とする。

(2) 店舗の設置、改修

① 使用者は、県が設置した既存設備及び機器等（別表）を使用できるが、機器の小修繕及びその他の什器・備品等にかかる経費は使用者の負担によるものとする。

② 使用者の都合による内装等の変更・改修等については、知事の承認を得たうえで行うことができるが、その経費は使用者の負担によるものとする。

(3) 提供メニュー及び提供価格

提供メニュー及び提供価格は、「1. カフェの基本的なコンセプト」を反映させることを前提に一般的な範囲で使用者が決定できる。

(4) 経費の負担

① 営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて使用者負担において行うこと。

② 使用物件の維持保全のため通常必要とする経費のほか、清掃、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理にかかる経費等、営業にかかるすべての経費は使用者の負担とする。

③ 電気料金等の光熱水費については、科学館指定管理者に支払うものとする。なお、納入方法等については、使用者と科学館指定管理者が協議のうえ決めるものとする。

④ 使用料等の振込手数料が必要な場合は、使用者の負担とする。

(5) 廃棄物の回収

廃棄物の回収については、使用者の負担により責任をもって行うこと。

(6) 県及び指定管理者との協議

使用者は、カフェの運営にあたり、県及び科学館の指定管理者と十分協議を行うとともに、科学館の運営に協力しなければならない。

(7) 営業努力

常に利用者のニーズを把握して工夫を凝らした運営を行い、集客に努めなければならない。

5. 事業の継続が困難となった場合の措置

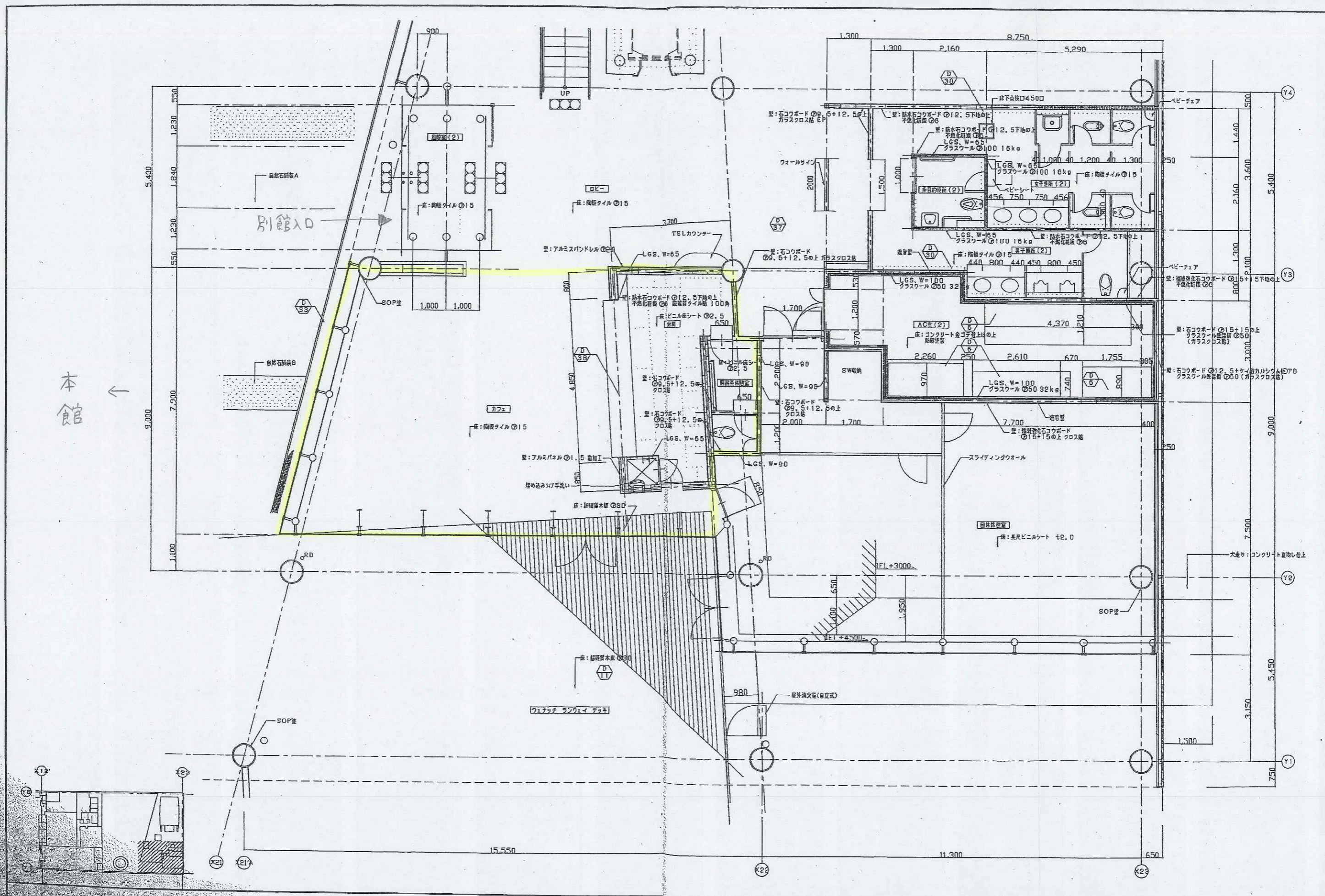
- (1) 使用者の責めに帰すべき事由により適正なカフェ運営が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、県は使用者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、使用者が当該期間内に改善することができなかつたときには、県は、使用許可を取り消すことができる。
- (2) 使用者の財務状況が著しく悪化し、カフェ運営の継続が困難と認められる場合は、県は、使用許可を取り消すことができる。

6. その他

この仕様に定める事項のほか、営業に際し確認が必要な事項が生じた場合は、県と協議しなければならない。

別表（2（4）関係） カフェの既存設備及び機器等

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・調理台(流し部 600w)、調理台×2、サービス台、2槽シンク（流し部 600w×2）、戸棚・レンジ(電気式、トップヒーター大2・小1)、ローレンジ(電気式)、ゆで麺機(電気式)・冷凍冷蔵庫(冷凍 349L、冷蔵 349L)、製氷器(製氷 38kg、貯氷 16kg)、アイスクリームストッカー(42L)、コールドテーブル(237L)・椅子 48脚、テーブル 12脚、ウッドデッキ用テーブル 3脚 |
|---|



本館 ←

別館入口



一等建築士加藤 幸三
454904

青森県立三沢航空科学館(仮称)新築工事

設計番号 10797
図面番号 A-041
縮尺 1/50
日付 2001.03
No

平面詳細図(1)